

『決 闘』 考

— 理性なき絶望の世界 —

南 勉

序

当該作品の成立過程は、やや複雑なようである。作者 H. v. クライストは、1810年4月21日ハンプルク公益娯楽新聞に掲載された C. ベッヒラーの覚え書きを題材にして、自ら発刊するベルリント刊新聞に『ある奇妙な決闘の話』と題する小品を発表している。この小品は、当該作品の母体であるが質量ともかなり異なり、その主な内容は、貞操蹂躪と決闘による加害者への応報であり、当該作品において重要な意味をなす《神の裁き》については一切触れられていない。詩人は、この小品の結末で、「フロワッサールはこの話を物語っており、そしてそれは事実である」⁽¹⁾ とフロワッサールに言及しているが、詩人がフロワッサールの『フランス消息』を知っていたかどうかは判然としていない。当該作品において重要な《神の裁き》は、セルバンテスの小説 „Los trabajos de Persiles y Sigismunda“ に描かれている⁽²⁾。当該作品は、1811年物語集第二巻に収められはじめて公刊された。

当該作品のポイントは、異母兄殺害と決闘である。前者は弟の個人的な行為であり、後者は慣習法に基づく行動である。この両者は、出発点こそ異なれ、人命に係わる点において共通している。その発端は、欲念による対立と法の無視である。力ある者は力によって公然と、力なき者は隠然と欲念を充足させてゆく。従ってこの対立は、解消されうべくもない。このような対立の中で、女性は実権を付与されてないので、依存関係を求めつつ偶然的な運命に身にゆだねざるをえない。弱い存在をこのように運命づける要因は、欲望原理に立脚する人々の故意の発想と行動である。この発想が、第二のポイントである決闘を招来することになる。この決闘は、理性——非理性という理念の介在する対立

(1) H. V. KLEIST: WERKE UND BRIEFE IN VIER BÄNDE, Aufbau-Verlag Berlin und Weimar 1978 Bd. 3 S. 375

(2) *ibid.*, S. 670

ではなく、欲念と欲念、あるいは名誉をめぐるの対立であり、対極は決して存在しえない。決闘は、慣習的名誉法として容認されているものの、決して理性的な問題の解決策ではなく、従って敢行されるに値するとは思われないが、これが敢行される点に重要な問題が内包されている。そして不思議なことに、《天の特別な摂理》の介入によって、決闘の勝敗は最終的な結果になっていない。更に、法を支配する人々の意識も判断の基準も決して一貫していない。兄殺害と決闘によって明らかになる問題は、法を支配する人々の意識である。これは、当該作品における最大の問題である。このために、作品世界において理性的場は存立しえず、ために個人は生の保障すらされていない。これは、まさに理性なき絶望の世界であるように論者には思われる。

ところで当該小論の構成は、以下の通りである。第一章において、欲念の対立と殺害という問題から作品に深く漂う雰囲気を考察し、欲望原理に立脚する人々の発想と行動及びその故意性を解明する。第二章において、この雰囲気の中で苦悶する女性 Littegarde の発想と問題、及びこの雰囲気とは本来無縁な Friedrich の発想を解明する。第三章において、決闘をめぐる状況をテーマに決闘前後の Friedrich, Littegarde 及び Jakob 赤ひげ伯の意識の変化を明らかにし、法を支配する最高位にある皇帝の、法そのもの及び決闘に対する理解、発想及び対応の問題を考察する。第四章において、各章で部分的に指摘した法的場の諸問題を総合的に検討し、他の関連する散文作品との比較によって当該作品における法的場の特殊性と問題性を明らかにする。そしてこれらの考察から、当該作品の、法のない生の保障すら存在しないまさに理性なき絶望の世界を浮き彫りにしてみたい。

I

当該作品の背景に深く漂う雰囲気は、欲念とそれに端を発する力の論理である。そしてその支配関係は、肉親の間柄にまでも及んでいる。異母兄の公爵 Wilhelm von Breysach は、「自分より身分の低いと思われる Katharina von Heersbruck という名の伯爵夫人と秘かに恋仲になって以来」弟の Jakob 赤ひげ伯と「敵対関係に陥って」⁽³⁾ いる。これは、欲念に基づく対立であり、作品世界を象徴的に暗示している。兄は、力関係において優位を占めているため

(3) H. v. Kleist: WERKE UND BRIEFE (以下 Werke と略記) 2, C. Hanser Verlag München 1977 Bd. 2 S. 229

に、欲念から公然と法を無視する。と言うのは、彼には正嫡がなく、そのために彼は婚姻前に妻との間に生まれた子を、皇帝の開催した会合において正嫡と認知させるからである。ところが正嫡のない場合、「法の定める所によって公爵の爵位は異母弟 Jakob 赤ひげ伯のものになる」⁽⁴⁾ ことになっている。従って兄の行動は、力の優位とそれに基づく法の無視である。力ある者は、このように力によって自己の欲念を充足できる。しかし力なき者は、かかる状況でどのように対応するであろうか。彼には、力ある者のように公然と欲念を充足することは、およそ不可能である。従って力なき者は、そのために闇を利用するより他に術がない。兄の突然の死は、この事実を端的に物語っている。

Freudiger, als während des ganzen Laufs seiner Regierung in die Zukunft blickend, hatte er schon den Park, der hinter seinem Schlosse lag, erreicht: als plötzlich ein Pfeilschuß aus dem Dunkel der Gebüsche hervorbrach, und ihm, dicht unter dem Brustknochen, den Leib durchbohrte.⁽⁵⁾

この引用から明らかなように、兄を殺害した矢は、「茂みのやみ」の中から放たれたものであり、時間は夜である。この矢を放った一群は、弟に雇われたものである。この事実を考量すると、兄と弟の行動の型の相違が如実にあらわれている。このように欲念にのみ支配されている世界においては、欲望の対象を獲得することだけが問題であり、そのためには法ですらも容易に踏みにじられる。法は本来、最も理性的でかつ相互共存のための客観的規則のはずであるが、ここではそのような理解は成立していない。従って和解的共存は成立不可能であり、個人の欲念に基づく確執が生の原理となっている。それによって生じる結果は、殺害と決闘であり、決して理性的ではない。この世界においては、そもそも理性的場自体存立不可能である。このように欲念とそれに依拠する発想が、当該作品の基調をなし、これを代表している人物は、Jakob 赤ひげ伯と Breda 兄弟である。ここでは、これらの人物について仔細に検討してみよう。

Jakob 赤ひげ伯は、上述したように欲念の強い人物であり、彼の行動は、非公然を特色としている。それは、闇を前提にしているため四圍の人々にはおよ

(4) *ibid.*, S. 229

(5) *ibid.*, S. 229

そ予見し難い。彼の思考に関しても事情は異ならない。彼は、欲念から自己の思惑をも秘匿に努めている。兄殺害後の彼の行動は、この事実を端的に示唆している。彼は、第一に故公爵の遺志にそぐわぬ行動を慎しみつつ、若い甥が爵位に就いたことを祝福し、第二に若い息子たちを故人にふさわしい葬儀に参列させ、第三に公爵夫人の附与する位階を悉く固辞している⁽⁶⁾。この一連の行動は、彼の行動の特色を的確にあらわしており、彼は自分の思惑を決して表面化しようとしな。と言うのは、この期に及んでの直接的行動は自らの生を破滅へ導くことを、彼自身よくよく承知しているからである。彼の行動は、自己の思惑及び発覚せざる過去の殺害行為の入念な隠蔽を旨としている。そしてそれは、やがて事実の捏造へと変化してゆく。

ところでこの変化を惹起する直接的な契機となるものは、公爵を殺害した矢である。この矢は、「いぶかしいまでに優美できめ細やかな細工がなされており、「何か不和にまきこまれているか、あるいは熱心な狩猟愛好家であるか、どちらにせよ、身分の高い富裕な人の武器庫のために作られたものと思われる」⁽⁷⁾と叙述されている。この叙述は、それだけでこの矢が狩猟愛好家の Jakob 赤ひげ伯の所有物であることをそれとなく暗示している。公爵夫人による調査は、はからずもこの暗示を裏打ちしている。この事実を突きつけられた赤ひげ伯は、最初当惑のあまり「顔色を変え」⁽⁸⁾、矢の所有と事件当夜居城に不在であったことを認めつつも、自身の思惑を秘匿すべく居合わせた人々の面前で、自分は捕囚の身である旨を決然と宣告する。そして公爵夫人の開廷する法廷に出廷し、そこで身の潔白を立証することを希望する。これに対し現実的で慎重な公爵夫人は、この件を皇帝に一任することが最善策と判断し、しかるべく措置する。

皇帝によって開廷された裁判における尋問は、次の二点である。即ち第一点は、自らの所有物と自認している物証の矢が、いかようにして殺害者の手に渡ったのか、第二の尋問は、事件当夜の聖レミギウスの夜どこにいたのかということである。赤ひげ伯は、これに対し第一の尋問は全く不可解であると述べるにとどめ、第二の尋問に対して次のように供述している。

……, so vernehmt, daß ich in der Nacht des heiligen Remigius, also zur Zeit, da er verübt worden, heimlich bei der schönen, in

(6) *ibid.*, S. 230

(7) *ibid.*, S. 231

(8) *ibid.*, S. 232

Liebe mir ergebenen Tochter des Landdrosts Winfried von Breda, Frau Wittib Littegarde von Auerstein war.⁽⁹⁾

この供述によると、赤ひげ伯は事件当夜彼に心身ともにゆだねた寡婦 Littegarde のもとにいたということであり、その物証として「彼女の手から当夜の思い出として受け取った、亡夫にちなむ指輪」⁽¹⁰⁾ を提示している。彼の供述によって、調査の焦点は第二点にのみ向けられ、それによって本来的な方向と根本的な目標を失わない、殺害については作品の結末で Jakob が自主的に告白するまで触れられていない⁽¹¹⁾。第一の尋問の背景には、所有者の判明している確固とした物証がある。しかしそれにも拘らず、赤ひげ伯が第一の尋問を無視したというだけのために、法廷もこの問題を等閑視し、彼の供述と指輪という物証に一方的に信を置いている。従って法廷は、必ずしも理性的な審議の場とはなりえていない。これは、法的場の第一の問題点である。

ところで赤ひげ伯は、どうして第一尋問を無視したのであろうか。彼は、物証の矢が彼自身のために作成されたという事実を突きつけられ、困惑のあまり顔色を変えている。この問いは、彼にとって決定的であり、さなきだに、彼は自己の思惑と発覚せざる行動の隠蔽にひたすら努めている。この問いに対する応答は、その告白であり、必然的に彼を破滅へ導く。従ってこの応答は、死を前提にしない限りおよそ不可能である。彼の告白「私の武器庫の矢で異母兄を殺害した下手人は、公爵の冠を私の掌中に収めるべきこの企図のために、私によって雇われた」⁽¹²⁾ は、この意味においてのみ理解できる。彼の応答には、巧妙に意図が秘められている。彼は、更に第二の尋問に対する供述において、巧みに事実を歪曲捏造している。彼は、当夜確かに Breda 城にいたが、決して Littegarde と同衾したわけでもなく、また彼女が彼に対する思慕の念を抱懐していたわけでもない。物証の指輪の件も、その御多分にもれない。彼は、物証の指輪を当夜 Littegarde から受け取ったと供述しているが、これは真赤な嘘言に他ならない。彼にこの指輪を手わたした女性は、彼女の侍女 Rosalie であり、彼が例の夜情愛を交えた女性も同一人物である。彼の提示した例の指輪は、彼を籠絡するために侍女が秘かに前夜盗んだ品物である⁽¹³⁾。老獪至極な

(9) *ibid.*, S. 235

(10) *ibid.*, S. 236

(11) L. Hoverland: H. v. Kleist und das Prinzip der Gestaltung, Scriptor Verlag 1978 S. 205

(12) *Werke*, a.a.O., S. 260

(13) *ibid.*, S. 257

赤ひげ伯のことであるから、この女性が侍女であること、そして例の指輪が盗品であることに気づかなかったとは、容易に想像し難い。彼の行動は、このように欲望原理に立脚し、彼は欲念を満たすために手段を選ばない。つまり彼は、この欲望原理を絶対化して自己の欲望の充足のみを希求し、彼の行動は、いかなる場合にもこの意味において一貫している。彼は、所謂欲念の権化の如き存在である。

次に Breda 兄弟に視点を転じてみよう。彼らの発想と行動も、欲望原理に立脚している。そして欲得のためには、妹さえ犠牲にしてはばからない。その契機は、赤ひげ伯の供述内容である。彼らは、妹が貞淑な女性で赤ひげ伯とは寸毫の関係もないことを知悉していながら、この供述によって突発した父の他界を契機に、妹に無理難題を押しつけ弁明に耳を貸そうとしない。彼らは、真相を知りつつ何故このような挙動に出るのであるうか。それは、彼らが妹の遺産相続分を当てにしており、この場合妹の存在自体彼らにとって不利益でしかないからである。彼らは、妹が依存関係にある弱い存在であるため、赤ひげ伯の供述を口実に遅疑逡巡なく妹を犠牲に供してしまう。彼らは、「足を上げて彼女を蹴り、壁にかかっていた鞘から刀身を抜き」⁽¹⁴⁾、彼女に退出を厳命し、彼女の追放後城門を閉じてしまう。他方、彼らは法廷に寄せた書面において、第一に彼女を明白な罪人として法の裁きにゆだね、第二に彼女を追放しているながら、自発的な逐電と決めつけ、第三に家門の名誉のために家系図から彼女の名前を抹消すること、第四に父の遺産に対する彼女の請求権の喪失の宣告を要請している⁽¹⁵⁾。この第四点に、自ずと彼らの本音が表明されている。前二点は、そのための必要条件であるが、双方とも事実の捏造に他ならない。欲念のためには、妹の生命など歯牙にもかけず、また手段を選ばない。彼らは、いざ鎌倉の時には法的場を逆用することさえ敢えて辞さない。

ところで彼らの要請の報を受けた後、赤ひげ伯は巧妙かつ偽善的なことに、彼女を捜して居城に滞留さすべく秘かに騎士を派遣する。そこで、法廷はこの事実と要請から彼の供述が真実であると盲信し、彼に向けられた告訴を取り下げてしまう⁽¹⁶⁾。この点は、本来裁判官の職分外であるにも拘らず、彼らは単に思いこみから独断でこのような判断を下している。これは、法的場の第二の問題点である。

以上考察したように、Jakob 赤ひげ伯も Breda 兄弟も、終始欲望原理に立

(14) *ibid.*, S. 241

(15) *ibid.*, S. 241

(16) *ibid.*, S. 241-242

脚し、欲念のためには肉親すらも犠牲の対象にする。彼らにとって、真相真理はおよそ問題にならず、理性的場など存在しないに等しいのである。

II

当該作品は、非理性的な欲念のヴェールに包まれている。ここでは欲念が跳梁し、力あるものは力によって公然と、力なき者は闇と計略によって、欲念を充足させようとする。この状況における被害者は、実権を持たない弱い存在とそもそも欲念とは無縁な存在である。前者は貴族社会の婦人たちであり、後者は公爵の執事 Friedrich von Trota である。ここでは、前者の代表 Littegarde と Friedrich について検討してみよう。

まず Littegarde に視点を向けよう。詩人は、彼女について次のように叙述している。

Nun muß man wissen, daß Frau Wittib Littegarde von Auerstein, so wie die schönste, so auch, bis auf den Augenblick dieser schmähhlichen Anklage, die unbescholtenste und makelloseste Frau des Landes war. Sie lebte, seit dem Tode des Schloßhauptmanns von Auerstein, ihres Gemahls, den sie wenige Monden nach ihrer Vermählung an einem ansteckenden Fieber verloren hatte, still und eingezogen auf der Burg ihres Vaters;...⁽¹⁷⁾

彼女は、第一に不名誉な告発を受けるまで「この国で最も美しく、また最も身持ちがよくかつて非難を受けたことのない」女性であり、第二に婚姻後数ヶ月のうちに夫を亡くした未亡人であり、第三に以来父の居城に引きこもって静かに暮している。この叙述は、O 侯爵夫人に関するものと酷似している。O 侯爵夫人も、子供こそあるものの Littegarde と同様に実に不安定な存在であり、寡婦という立場が如実にその状況を物語っている。貴族社会の婦人は、ほとんど実権を与えられず、肉親に依存しており、Littegarde も決して例外ではない。彼女は、積極的に現実に関与せず、また彼女の行動範囲は、実に狭い。物心両面において依存しているという事実は、彼女の行動を全て強く規定し、彼女は自分の意志や願望を表明するどころか、全てを肉親の判断にゆだねてい

(17) *ibid.*, S. 235

る。更に詩人の叙述を傾聴してみよう。

……, und unter diesen war ihr Herr Friedrich von Trota, der Kämmerer, der ihr einst auf der Jagd gegen den Anlauf eines verwundeten Ebers tüchtiger Weise das Leben gerettet hatte, der Teuerste und Liebste; inzwischen hatte sie sich aus Besorgnis, ihren beiden, auf die Hinterlassenschaft ihres Vermögens rechnenden Brüdern dadurch zu mißfallen, aller Ermahnungen ihres Vaters ungeachtet, noch nicht entschließen können, ihm ihre Hand zu geben.⁽¹⁸⁾

彼女は、猟の際突然突進してきた猪から一命を救ってくれた侍従 Friedrich を、最も好ましく大切な人と思っている。しかし、彼女は父の再三の勧めにも拘らず、自分の財産が残されることを当てにしている兄弟の不興を買うのではないかという不安から、彼に応じかねている。この後半部が問題である。J. M. Ellis は、このような彼女を「兄弟の扱いが苦手で非知的」⁽¹⁹⁾ と評しているが、この評価は一面で当を得ていよう。彼女の発想の特長は、婚姻に関する考え方によくあらわれている。婚姻は、純粹に個人の意志の問題であり、兄弟の思惑とは無縁であることを、父親の勧めも傍証している。しかし、彼女は個人的な意志よりも、兄弟の思惑を優位に置いている。それでは、何故このように発想するのだろうか。それは、第一に彼女が彼を愛していないからであり、作品中にそのような表明はなされていない。第二に、物心両面において兄弟に依存していると思っているからである。彼女はこの依存関係が存続する限り、たとえどんなに苛酷な要求であれ、自ら依存する人の要求に唯々諾々と従う覚悟を決している。そのために、彼女は Friedrich に書面で形式的に別離を告げ、家の平穩のために兄弟の提案に従って尼僧院の院長になることに承服するのである⁽²⁰⁾。依存の持つ意味は、これだけにとどまらない。彼女は、この関係にあまりに強く支配されているために、赤ひげ伯の告発が事実無根であり妹とは無縁であることを知悉している兄弟に対して、事実をしっかりと認識しているにも拘らず、ろくに自己弁明すらできないまま混迷に陥ってしまう。そして、彼女

(18) *ibid.*, S. 235

(19) J. M. Ellis: Heinrich von Kleist, The University of North Carolina Press 1979 S. 60

(20) Werke, a.a.O., S. 236

はこの依存関係の枠外に置かれると、「どこへ行ったらよいのかわからず」⁽²¹⁾、子供同然路頭に迷ってしまう。そして、混乱がおさまった後自分の身を守るために、彼女は新たな依存の対象を求めて Friedrich のもとへ赴く。

Denn sie fühlte wohl, daß sie ohne Beistand, gegen einen solchen Gegner, als der Graf Jakob der Rotbart war, vor dem Gericht zu Basel nichts ausrichten würde; und niemand schien ihr des Vertrauens, zur Verteidigung ihrer Ehre aufgerufen zu werden, würdiger, als ihr wackerer, ihr in Liebe, wie sie wohl wußte, immer noch ergebener Freund, der treffliche Kämmerer Herr Friedrich von Trota.⁽²²⁾

この引用から、彼女は Friedrich に対する愛のためではなく、自己の名誉を守るために依存関係を求めて彼に接近しているということが明白である。作品結末の二人の結婚は、彼女の視角から眺めた時この意味においてのみ理解できる。彼女は、常時かくの如く依存の対象を求め、そして依存関係の崩壊とともに混迷に陥り、しばらくの後更に新しい対象を求めてゆく。彼女の行動は、この限りにおいて一貫し、意識の分裂もない。従って、彼女は自立できない弱い存在であり、このような彼女の姿勢は、欲望原理に立脚する人々のそのまさに裏面であると言えよう。

次に Friedrich に視点を移してみよう。彼は、公爵の執事を務め、訴訟のために「書類ぜめを受け、机について書類に没頭」⁽²³⁾している。書類に埋れている彼の姿は、確かに「騎士というよりも官吏」⁽²⁴⁾という印象を強く与える。そして赤ひげ伯と比較すると、赤ひげ伯の方がはるかに男性的で騎士らしいのも事実である。しかしこの解釈は、二人の身分上の差を捨象してこそ可能なものの、身分差を前提にするといささか一面的であるように思われる。執事はあくまでも執事であり、官吏としての役割を遂行することが、彼の生の基盤であるからである。彼は、官吏として生きるべく定められた人間である。従って、この場合短絡的な比較は危険であるように思われる。

Friedrich は、官吏として冷静に職務を遂行している。しかし Littegarde

(21) *ibid.*, S. 238

(22) *ibid.*, S. 239

(23) *ibid.*, S. 239

(24) J. M. Ellis, a.a.O., S. 56

に関する件は、彼にとって全く個人的な問題であり、この点において彼が必ずしも理性的であるわけではない。むしろ全く逆であると言えよう。

›……In meiner Brust spricht eine Stimme für Euch, weit lebhafter und überzeugender, als alle Versicherungen, ja selbst als alle Rechtsgründe und Beweise, die Ihr vielleicht aus der Verbindung der Umstände und Begebenheiten, vor dem Gericht zu Basel für Euch aufzubringen vermögt.〈⁽²⁵⁾

Friedrich のこの発言は、官吏にしては実に仰仰しい感じがする。そして彼の日常的な姿と比較すると、いささか突飛な印象を与える、この発言は、彼女に対する恋慕の情に端を発し、この際彼の視線は、決して外的状況に向けられていない。彼は、訴訟に携わる身でありながら、一方的に「心の中のある声」を信じている。彼は、ここにおいて明らかに理性を喪失している。彼は、個人的な場において必ずしも理性的ではありえず、官吏としての役割を離れた時真価を発揮できる存在ではない。彼は、本来欲望原理に立脚せず、従って作品を支配する雰囲気とは無縁の存在である。彼にとって、思慕の念から余儀なく決闘に加担するという運命が、そもそも悲劇的なのである。

III

当該作品は、これまで考察したように欲望原理で貫かれている。力ある者は公然と、力なき者は隠然と欲念を成就しようとする。そして弱者である女性は、生きるためにより強い存在に依拠するより他に術がない。理性的場の成立は、ここではとても望めそうにない。全ての対立は、理性——非理性という関係にはなく、力の支配に基づく対立関係に他ならない。当該作品における決闘も、決して理性と非理性との対決ではなく、欲念と欲念の不和対立を解決するための慣習法に基づいた手段にすぎず、その際問題になるのは、決して理念ではなく名誉のみである。ここでは、決闘とそれをめぐる状況について、仔細に検討してみたい。

錯綜した状況を打開すべく決闘を提案する主体は、決して赤ひげ伯ではなく Friedrich である。一方赤ひげ伯は、彼とは異なり法的場において自己に有利

(25) Werke, a.a.O., S. 240

な供述を繰り返している。この事実は、実に奇妙な印象を与える。これをどのように理解すべきであろうか。赤ひげ伯については自明のことなので、Friedrich に即して考えてみよう。彼は、そもそも官吏であり、官吏として真価を発揮する存在である。しかしこれまでに到る問題の発端は、官吏としての職分に係わる事柄ではなく、極めて個人的な恋慕の情である。この面における彼は、必ずしも理性的ではない。彼は、決闘を提案することによって一層非理性的になり、理性的手段に基づく問題の解決を完全に断念放棄し、誤った判断から結果的に慣習に従属している。これは、明らかに彼の不覚の過誤である。従って、彼は決闘以外の理性的解決手段を模索する努力など、一切怠っている。

……: daß er ein schändlicher und niederträchtiger Verleumder und er entschlossen sei, die Schuldlosigkeit Frau Littegardens an dem Frevel, den er ihr vorgeworfen, auf Tod und Leben, vor aller Welt, im Gottesurteil zu beweisen!⁽²⁶⁾

Friedrich は、身命を賭して決闘に臨む所存でいる。この発言は、官吏のそれにしてはいささか果敢であり、また実に仰々しい印象を与える。引用中の „Gottesurteil“ という表現は、決して看過できない。彼は、決闘の結果を《神の裁き》と考えているが、果してそうであろうか。決闘の結果は、明らかに偶然に他ならない。これは、彼の判断の重大な問題点である。一方皇帝は、Friedrich の提案を何ら客観的根拠もないままあたかも傍観者のように承認する。この承認によって、ここでは裁判そのものが、《名誉法》という慣習に屈従して、理性的解決を放棄している。これは、法的場の第三の問題点である。

ところで決闘は、Friedrich にとって本質的な意味をなしているのであろうか。答えは、否定的でしかありえない。決闘は、あくまでも Littegarde の毀損された名誉の回復を目的にしている。決闘前の彼は、決して被害者ではなく、また彼の名誉が毀損されていたわけでもない。そして決闘中の彼の意識は、上述の引用におけるほど果敢ではない。彼の意識は、むしろ分裂しているように思われる。

Herr Friedrich, obschon sein Verfahren auf guten Gründen beruhen

(26) ibid., S. 242

mochte, fühlte dennoch zu leise, als daß er es nicht sogleich gegen die Forderung derer, die in diesem Augenblick über seine Ehre entschieden, hätte aufopfern sollen;⁽²⁷⁾

引用中の〈彼の名誉〉という表現は、実に重要である。決闘は、Littegarde の毀損された名誉の回復を目的にしているはずであるが、Friedrich は決闘の際中に自分の名誉を気にかけている。しかも彼は、この場合自分自身の判断よりも傍観者の圧力に優位を置いて、自己の名誉を気にかけている。この叙述は、彼の果敢な発言と明らかに矛盾している。これは、決闘そのものが彼と本質的な関係がないという証左であり、彼の誤った判断は、結果的に彼を敗北へ導く契機になっている。赤ひげ伯が軽い傷を負っただけであるのに対し、彼は瀕死の重傷を負い、神の裁きは赤ひげ伯に軍配を上げたかのように思われる。

決闘の結果は、彼の意識を変化させる。結果は、明らかに彼の敗北であるが、彼は「天の特別な撰理」⁽²⁸⁾によって瀕死の重傷から回復する。彼は、この事実を前提に当初絶対化していた決闘の結果を相対化し、所謂〈神の裁き〉は、彼にとって全く意味をなさなくなっている。死から生へという運命の変化は、偶然とは言え、彼の意識において実に重要である。彼は、以後自己の認識に重きを置き、慣習法上死を宣告されているにも拘らず、決して平静を失っていない。

》im Leben laß uns auf den Tod, und im Tode auf die Ewigkeit hinaus sehen, und des festen, unerschütterlichen Glaubens sein:⁽²⁹⁾

動揺する Littegarde に対するこの発言は、冷静そのものである。この発言は、決闘前の気負った発言と比較すると、彼の意識が大きく変化したことを如実に物語っている。彼は、この認識において理性的であり、ここにおいてはじめて慣習や外界を超越し相剋のない境地に到達している。

ところで Littegarde は、この状況をどのように把えているだろうか。彼女は、依存関係を重視し、この関係が崩壊すると著しく動揺する。彼女の発想と行動のパターンは、決闘の段階に到っても決して変わらない。彼女は、決闘前

(27) *ibid.*, S. 246

(28) *ibid.*, S. 247

(29) *ibid.*, S. 254

一貫して Friedrich に依存している。しかし決闘における彼の敗北は、彼女を決定的に混乱させる。彼女は、監房に彼の訪問を受けた時、言葉を交わして彼の労を犒うどころか対面すらをも忌避している。これは、依存関係が崩壊したからに他ならない。一方彼女は、自己の無実をはっきり認識しているにも拘らず、決闘を阻止すべく努力したわけでもなく、また法的場において弁明を試みてもいない。彼女は、自立した個人として現実に関与していく意志も能力もなく、また彼女の意識は上述のように分裂し、決して理性的にはなりえない。かかる状況における彼女の選択は、諦念に基づく慣習の容認とそれへの従服である。

……; hat das geheiligte Urteil Gottes nicht gegen mich entschieden? Hast du dem Grafen nicht in jenem verhängnisvollen Zweikampf unterlegen, und er nicht die Wahrhaftigkeit dessen, was er vor Gericht gegen mich angebracht, ausgekämpft?⁽³⁰⁾

彼女は、Friedrich と異なり決闘の結果を《神の裁き》と見なして絶対化している。彼女は、自己の正確な事実認識よりも慣習を優位に置いている。彼女は、意識の上で貴族社会を相対化できず、ために真相を重視しない。彼女の最初の依存対象は、肉親であった。そしてその関係が崩壊すると、彼女は混迷し Friedrich に新たな対象を求めた。そしてこの関係が崩壊しそうになると、今度は決闘の結果を容認している。このような行動は、理性そのものの無自覚的否定であり、極言すれば自己の生そのものの否定でもある。天の特別な摂理がなければ、彼女の命運は尽きている。彼女は、このように理解すると、実に奇矯な存在であり、言わば生ける屍同然である。

次に Jakob 赤ひげ伯であるが、彼ははばかることなく欲念を追求してやまない存在である。決闘の提案は、彼にとって言わば渡りに船である。と言うのは、真相の理性的手段に基づく説明は彼にとって死を意味するのに対し、決闘による解決は彼の思惑と殺害行為を暴露しない可能性が高いからである。決闘は、彼の行動原理に完全に適応していると言える。従って、彼が欣然とこの案に応じるのは、自明の理である。決闘は、このような理由から赤ひげ伯に有利であるように思われる。彼は、決闘において勝利を占めるが、もし天の特別な摂理さえなければ完全な勝者である。彼の運命は、この摂理によって突然生か

(30) *ibid.*, S. 253

ら死へと変化する。彼は、ここにおいて真相に対して抗い難く、またそのための時間も残されていないために、自己の非を告白し火刑に処せられる。彼は、このように死を前提にしない限り、欲念の権化として生きる存在である。

さて、赤ひげ伯を死すべき運命へ到らしめた《天の特別な摂理》とは、一体どんなものであろうか。赤ひげ伯は、決闘の際かすかなかすり傷を負ったにすぎない。でも彼の肉体は、これが原因で悪化の一途を辿り、やがて病魔からの回復は絶望的になってしまう。この摂理とは、このような運命の変化を招来する契機であり、不可解な運命、別言するなら単なる偶然にすぎない。この偶然を、裁判の開廷者である皇帝は、どのように理解しているであろうか。皇帝は、決闘の後 Friedrich と Littegarde を慣習法に基づいて獄房に幽閉する。そして二人は、《神の裁き》によって火刑に処せらるべき運命にある。しかし皇帝は、この期に及んでも赤ひげ伯に対して「一種の不信の念を抑制できない」⁽³¹⁾ である。これは、どういうことだろうか。皇帝は、心中赤ひげ伯に対する不信の念を払拭できず、かと言って慣習法を否定することもできない。結局皇皇は、客観的事実を全く顧慮せず名誉法に重きを置いたことによって、アポリアに陥っている。彼の現実認識と判断に、理性的根拠は一切介在していない。それ故皇帝は、Rosalie の真相供述によって、「石のようにこわばり」⁽³²⁾ 立ちつくしてしまう。更に彼は、赤ひげ伯の告白によってはじめて無実の二人を釈放し、赤ひげ伯を火刑に処している。ここにおいて、皇帝の判断の過誤は明白である。しかし彼は、自己の判断の過誤を反省する意志を毫も持ち合わせていない。次の引用は、この事実を端的に物語っている。

……; und sobald er, nach Vollendung seiner Geschäfte mit der Schweiz, wieder in Worms angekommen war, ließ er in die Statuten des geheiligten göttlichen Zweikampfs, überall wo vorausgesetzt wird, daß die Schuld dadurch unmittelbar ans Tagelicht komme, die Worte einrücken: »wenn es Gottes Wille ist.«⁽³³⁾

皇帝は、決闘法規の「罪は、決闘によって直ちに明らかになる」と前提されている所に、「もし神の意志であれば」という文言を付加している。この文言の付加は、これによって過去の判断の不備を補おうとする皇帝の意志である。

(31) *ibid.*, S. 254

(32) *ibid.*, S. 259

(33) *ibid.*, S. 261

「罪は決闘によって直ちに明らかになる」という表現は、公然とした決闘の容認であるとともに慣習への従属であり、また決闘を超える理性的場を求める意志がないことの証左でもある。この表現だけからでも、皇帝に自己の誤謬を反省する意志のない姿勢が、容易に理解できよう。そして「神の意志ならば」という文言は、作品の内容に即して解釈すると、名誉法である決闘の結果をもくつがえしうるような偶然の容認であり、場合によっては慣習法の否定でもある。これは、明らかに矛盾であり、この文言によって、事態は少しも改善されていない。皇帝は、天の摂理の持つ意味を全く理解していない。生そのものの意味が、そもそも皇帝には理解されていない。決闘は、決して理性的な問題解決の場ではない。ましてやこのような文言が、果して法に値するであろうか。またこのような発想に立脚する人間が、果して法的場に立って法を支配すべき資格を具備していると言えるであろうか。答えは、悉く否である。皇帝は、裁判そのものを全く理解していない。従って、ここにおいて理性的場は全くなく、また存立の可能性も無に等しい。これは、法的場の最大の問題点である。

IV

当該作品のポイントは、兄殺害と決闘である。双方とも、手段こそ異なれ、生死に係わる問題である。前者は法を無視する行動であり、後者は騎士社会の慣習に基づく行動である。これらは、終局的に法及び法的場に起因している。ここでは、法的場の問題点について検討してみよう。

兄殺害は、法を無視して自己の欲念を貫く兄を憎む弟によって企図されたものである。兄は、公然と法を無視する。弟は、これに対して殺害をもって応報する。これが、当該作品に一貫して漂う雰囲気であり、欲念と欲念の対立は、法によって解消すべくもない。この世界において、法は本来の機能を全く果していない。そしてこの状況は、ひとり法の支配を受ける人間のみならず、法を支配する人間にも強く反映している。法的場の第一の問題点は、赤ひげ伯の供述に対する裁判官の対応である。彼らは、二つの尋問のうち赤ひげ伯の応答した第二尋問のみを重視し、極めて重要な尋問を等閑視している。そしてその理由は、何も述べられていない。彼らは、明らかに無自覚のままその場の雰囲気に流される。第二の問題点は、裁判官の一方的な決断である。彼らは、Breda 兄弟の要請書と赤ひげ伯の奸計に何の疑念も向けず、またこれらに関する調査も一切行わないまま思い込みから一方的に盲信し、本来職分外であるに

も拘らず理由もなく赤ひげ伯に対する告訴を取り下げている。これから、裁判官の判断がいかに荒唐無稽であるかということが、実に明白である。第三の問題点は、皇帝による決闘の容認である。皇帝は、Friedrich の出廷と決闘の申し出によって赤ひげ伯の「身の潔白に対する信頼において少なからず動揺した」⁽³⁴⁾ ために、結果を名誉法に基づいて決闘にゆだねている。皇帝は、自分の信頼が動揺した結果真相を調査するどころか、短絡的に結論を偶然にゆだねている。彼は、真相を調査すべき義務をゆめゆめ自覚せず、理性的判断を完全に放棄している。第四の問題点は、決闘の法規と皇帝によって付記された文言の持つ意味である。この法規は、決闘の容認を意味し、極論すればこれだけで理性的場そのものの存立を否定している。皇帝の付言した文言は、作品に即して解釈すると、決闘の結果をも場合によっては否定する偶然の承認を意味している。これは、別言するなら慣習法の否定と言っても決して過言ではあるまい。この文言は、皇帝にとって客観的事実からの〈かくれみの〉として機能している。皇帝は、法を支配する人間としての自覚がないため、形式的に裁判を開廷しつつも、実質的には裁判そのものに理性的なレベルにおいて全く関与していない。彼は、自らの過誤に対する自覚もなければ、反省の意志も表明していない。この問題は、生命に係わるものであるが、皇帝は、生そのものを全く理解していない。この世界においては、生の保障すらなされていないのである。皇帝は、この問題に対して最もネガティブな形で終止符を打っている。

皇帝も裁判官も、法を支配する人間としての自覚がなく、結果的に法を無視し法的場の客観性を困難にしている。この裁判の特色は、法を支配する人々の意識に故意や奸計などが一切秘められていないということである。『拾い子』と『ミヒャエル・コールハース』における裁判は、当該作品の裁判と比較すると、実に対照的である。『拾い子』において法を支配している人間は、僧侶であり欲念に満ちている。彼らは、ピアキーの遺産目当てにありとあらゆる奸計を用いて彼を苦しめ、最後に法的場で彼に死刑の宣告を下している。一方ピアキーは、この宣告を容認せず教会権力に対して果敢に挑戦している。この世界においては、理性対欲念という対立が明確に活写されている。『ミヒャエル・コールハース』において法を支配する人々は、権力者であり同様に欲念に充溢している。彼らは、欲念に基づく不当な暴挙を正当化するために、奸計故意などあらゆる手段によってコールハースに不利な判決を宣告させている。この不当に対して、百計尽きたコールハースは勇猛な挑戦を敢行している。この世界

(34) *ibid.*, S. 241

においても、理性対欲念という対立が尖鋭に描写されている。これらの世界における問題は、法を支配する人々の不当である。このために、ピアキーもコールハースも、これらの人々の対極となっている。しかし当該作品においては、このような対立も対極も成立していない。これが、当該作品の悲劇性である。赤ひげ伯と Breda 兄弟は、一貫して欲望原理に立脚し、これをネガティブに反映した Littegarde は、実に奇矯な生を営んでいる。一方官吏の Friedrich は、書類に没頭し本来欲念とはおよそ無縁である。これらの登場人物を結ぶ媒介は、全くないに等しく、個々人はそれぞれ孤立している。生の原理がそれぞれ異っているので、彼らの対立は本来ありえないはずである。しかし、欲念の闘いが始まった時、これらの人々の生は全く保障されなくなる。この事実を、法に携わる人々の姿勢が明確に裏打ちしている。この世界においては、法はなく、また理性への意志もない。従って、不和对立の理性的解決は不可能である。個人は、この状況において偶然に身をゆだねるより他に術がない。ここにおける偶然とは、死に相応する偶然である。これは、まさしく理性のない絶望の状況である。詩人は、抑制された沈着冷静な筆致で、このような理性なき絶望の世界を巧みに浮き彫りにしているように、論者には思われてならないのである。

1984年 初秋